

## 平成 21 年度第 2 回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成 21 年 9 月 7 日（月） 午前 10 時～11 時 40 分
- 2 開催場所 練馬区役所 西庁舎 8 階 理事者控室
- 3 出席者  
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員  
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長  
公園緑地課長、施設課長、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者数 なし
- 5 議事
  - (1) 審議案件  
総合評価入札方式の試行結果と基準変更について
  - (2) 報告事項  
工事契約における電子入札拡大の取組みについて  
工事契約における緊急総点検について
- 6 会議の内容

### ■前回議事録の確認

(経理用地課長)

前回の議事録について、ホームページ上で公開する。

→全委員了承。

### ■総合評価入札方式の試行結果と基準変更について

(経理用地課長)

総合評価入札方式は、平成 20 年度第 2 回の入札監視委員会で審議いただいたもので、価格以外の要素も含めて評価対象として落札者を決定する入札方式である。

入札の方式としては、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式である「特別簡易型方式」を採用した。

その評価の方法は、入札価格を点数化した「価格点」と、過去の工事成績等を点数化した「施工能力評価点」とを合計して評価をする形である。

この方式により、昨年 11 月、道路舗装工事の入札で試行実施を行った。入札には 6 社が参加し、価格点が 1 位で、施工能力評価点も 1 位の事業者が落札した。

この試行案件の工事成績を見ると、75 点という比較的高い結果が出ており、総合評価方式により事業者の技術力向上の意欲を高め、長期的には事業者の育成に資するものと考えている。

ただし1回の試行では、まだ十分な検証ができていないとは言えず、今回、評価項目・配点の見直しについてご意見を伺いたい。

変更点としては、第一に、対象業種を、23区における実施状況も踏まえて、「道路舗装工事」に加えて「一般土木工事」「造園工事」にも拡大する。第二に、配置予定技術者の能力を、より高く評価するため、「配置予定技術者の実績点」の配点を「2点」から「4点」に改め、さらに、評価の差をより反映できるよう「5点」区切りを「3点」区切りに変更する。第三に、災害協力など社会貢献活動に対する評価として「災害協定評価（1点）」を、優良工事施工業者に対する評価として「優良工事表彰実績点（1点）」を加える。以上の変更を考えている。

（委員）

中野区が工事の全件に総合評価を適用しているということであるが、練馬区も将来的には全件に適用するのか。

（経理用地課長）

全件に適用するというところまでの検討には至っていないが、今年度・来年度に試行実施する中で、より拡大する方向で考えている。

なお、これまでは入札監視委員会の開催時期との関係から年度後半の入札で総合評価を実施しているが、平成22年度においては、年度当初の案件に導入することも予定している。

（委員）

今回の方式変更は、1件の試行の結果を受けての変更か。それとも、他区の状況を踏まえての変更か。

（経理用地課長）

双方の状況を踏まえての変更である。

（委員）

試行結果を見ると、やはり価格が低い方が有利であるようだが、それを受けて、今回、施工能力評価点の配点を上げるのか。

（経理用地課長）

そのとおりである。ただし、今回の変更を行ったとしても価格点を中心となることは変わらない。そもそも品確法の理念が経済性を配慮をした上での価格以外の要素の追加であり、一定の範囲で価格による競争も必要であると考えている。

(委員)

対象業種に「建築工事」を加えないのはなぜか。

(経理用地課長)

建築工事については、現時点では、施工業者に対する工事成績通知を行っていないため、その部分からの検討を進めているところである。

(施設管理課長)

適切な評価基準、不服申立ての処理手順などを十分に整理・試行した上で、工事成績通知を行いたいと考えている。

(委員)

区内業者の優先、育成の面からは、どのように考えているのか。

(経理用地課長)

他区では、区内業者である場合は加点するという方式もあるが、練馬区においては、予定価格1億5千万円未満の工事は、原則、区内業者に発注するという区内事業者発注基準額を設け、契約制度全体で政策的に対応している。

(公園緑地課長)

今回の追加する評価項目に、区内業者との災害協定の有無というものがあり、この点でも、区内業者の育成につながるものと考えている。

(委員)

試行要綱の第4条の「公告日の属する年度とその前年度の工事に、工事成績総評点に60点未満のものが無いこと」の部分と、第9条の「公告日の属する年度の前3年度内に完了した工事が存在しない場合は、工事成績評定点の平均を0点とする」の部分との関係は、どのように理解すれば良いのか。

(施設管理課長)

第4条は「21、20年度」が該当し、第9条は「20、19、18年度」が該当するため、19、18年度に60点未満の工事があっても、入札参加は可能となる。

(委員)

第13条に「前5年度内」とあるが、その他の部分は全て「前3年度内」となっている。第13条も同様に「前3年度内」にすべきではないか。

また、60点未満の工事がある事業者に優良工事表彰実績点を与えることに矛盾があるのではないか。

(経理用地課長)

この「5年」については、インセンティブ入札（優良工事施工事業者等限定発注）という別の制度の中で、優良工事表彰の評価期間を5年としており、それに整合させる形で「5年」としたものである。

この部分については、一旦持ち帰り、見直す方向で再検討し、改めて報告させていただきたい。

#### 【追記】

試行要綱第13条の「5年」部分は「3年」に改め、また、「前3年度内に工事成績評定点が60点未満の工事がある場合は、優良工事表彰実績点を0点とする」こととし、後日、全委員より総合評価方式の変更全体について了承があった。

#### ■工事契約における電子入札拡大の取組みについて

(経理用地課長)

練馬区では、入札の透明性・公正性を高めるため電子入札を導入し、段階的に対象範囲を拡大してきたが、平成22年9月より、原則として予定価格130万円を超える契約案件についても、電子入札の対象にしたいと考えている。

(委員)

2,000万円から130万円というのは、大きな変更であると感じるが、その理由は何か。

(経理用地課長)

懸念されているのは、事業者側が電子入札に対応できるか、という部分であると思われるが、今後、模擬電子入札を実施する中で、実施が難しい業種・工事規模が見えてきた場合には、限定的に電子入札の適用を除外することも考えている。

(委員)

130万円に引き下げること、区側のメリットはあるのか。

(経理用地課長)

入札室での紙入札を行わないことで、例えば談合の機会を減らすことにもつながるものと考えている。

(委員)

電子入札は、総合評価方式に対応できるのか。

(経理用地課長)

平成 22 年度から対応できるようになる。

■工事契約における緊急総点検について

(契約係長)

平成 21 年度に区各課に対して実施された財務監査において、課長権限における工事契約で不適切に分割発注等を行った事務処理が指摘された。この点については、平成 20 年度においても同様に指摘を受けている。

こうした状況を踏まえ、契約事務における管理体制を強化し、再発防止を図るため、全庁に対し、緊急総点検を実施するものである。

(委員)

結論として、このようなことは好ましくないという判断なのか。

(経理用地課長)

適切な処理ではないと考えている。

(委員)

どのような理由で、このような分割処理をしたと考えているのか。

(経理用地課長)

例えば、夏休み期間中や年度末の工事などで、通常の入札を行うと事務期間の関係から工事实施が難しいというような場合に、このような発注が行われたのではないかと考えられる。

合理的な理由があれば、緊急工事という扱いで随意契約を行う方法もあり、不適切な処理は回避することも可能であった。今回、この点検で、現場の状況を把握したいと考えている。

(委員)

監査結果は当然の内容であると考えている。同じ業者で同じ日付の契約が存在するのは不自然であり、そのようなことが行われているという区の体制が問題である。区の中に内部統制というものがあるのかと疑われるような事例であり、総点検だけでは甘いのではないかと感じられる。

このような形で点検をするだけでなく、任されている課長が、常に自己点検できるようなシステム、すなわち自己監査の仕組みが必要である。加えて、このような処理が事前にストップできる仕組みも必要である。

(総務部長)

これまで契約制度については、入札監視委員会の意見を受けながら改善を図ってきたところであるが、2度目の指摘であり、このような形で全組織に点検を行い、その結果と改善策を、再度、入札監視委員会に報告したいと考えている。

■次回開催日程

平成 21 年 11 月 24 日 (火) 午前 10 時から

以上